

ネットワークの中立性に関する懇談会（第7回）議事要旨

1 日時：平成19年6月20日（水）10：30～12：00

2 場所：総務省低層棟1階第1会議室

3 出席者

(1) 構成員（敬称略）

依田高典、太田清久、高橋伸子、林敏彦（座長）、松村敏弘

(2) 総務省

森総合通信基盤局長、桜井電気通信事業部長、谷脇料金サービス課長、
二宮料金サービス課企画官、佐村総務課長、鈴木事業政策課長、大橋データ通信課長、
渡辺電気通信技術システム課長、今川事業政策課企画官

4 議事（報告書案について）

事務局より報告書案について、資料7-1及び7-2に基づき説明を行った後、構成員間で自由討議が行われたところ、構成員の主な発言の概要は、次のとおり。

【主な議論】

（構成員）指定電気通信制度の見直しに係る基本的方向性（54ページ）について、市場支配力をボトルネック性に起因するものと寡占性に起因するものに類型化した場合において、各々について市場支配力が認められたときは、接続規制、行為規制のかかり方は従来の規制から変化するのか。今後、ネットワークレイヤーのみならずプラットフォームレイヤーが重要になり、認証・課金やユーザIDの取扱いが、様々なプレイヤーがサービス提供する際に不可欠なものになる。FMCの進展の中で、従来の規制から変化せざるを得ないのではないか。

（構成員）5ページのネットワークの中立性の3原則は、インターネットに限定したものか、それともあらゆるネットワークに及ぶものなのか。将来のFMCや現在の携帯ネットワークにも当てはまるのか。

（構成員）ネットワークの中立性の3原則の主語が消費者となっているが、報告書の中では利用者という言葉も出る。これは、厳密に消費者のことか、ネットワーク利用者やステークホルダーもこれに含まれるのか。

（構成員）61ページのロードマップ図のコスト負担の公平性は、主にthe internetに係る諸問題への対応、利用の公平性は主にNGNの問題と思うが、コスト負担の公平性の項目にある「ISPのQoS認証制度の検討」や「帯域制御の在り方に関するガイドラインの策定」等はNGNにも対応するという認識でよいか。

（構成員）利用者より消費者の方が幅広い概念というのはむしろ逆で、消費者の方が保護する対象として狭くなるのではないか。この点については、契約に至る前の者を含むという趣旨から消費者という用語を用いているのであれば、問題ないとする。

（構成員）59ページに「どこに相談するかが分かりにくくなっている」とあるが、「相談」とい

うより「苦情」といった方が事業者の責任が明確になるのではないか。また、「相談」では、対応すべき者が電気通信事業者なのか第三者機関なのかが明確でない。

(構成員) 41から42ページにかけて、NTTグループが分離した際の公正競争要件や活用業務認可に関する説明があるが、NTT東西が経営効率化を達成した結果、アウトソーシング子会社や特定関係事業者にサービスを集約したり外に出したりしているため、会計情報や取引実態の精査が難しい。規制緩和した場合、行政側ではこれを担保するために会計情報や取引実態を把握する必要があるのではないか。そうしなければ、競争事業者が疑心暗鬼に陥ってしまうことが懸念される。

(構成員) 58ページにあるように、インターネットがボーダレス化する時に、上位レイヤーにグローバルな力を持っている事業者が存在する場合、ドミナント規制で上位レイヤーが表に出にくい中でどのような状況になっていくのか。独禁法に委ねればいいのかもわからないが、国際紛争になりかねない等の問題もある点に留意が必要。

(構成員) 59ページに「このため検討を深めていくことが必要である」とあるが、施策については「望ましい」とあるので平仄を合わせるべき。また、金融商品の販売については、唐突に引用されている感があり、情報の非対称性が著しい等何らかの説明が必要ではないか。

【報告書案の取扱いについて】

報告書案については、本日の議論を踏まえ、事務局で必要な修正を行い、構成員の了承を得た上でパブリックコメントの手續に付すこととされた。

5 その他

次回（第8回）会合は、9月を予定。

次回会合の開催についての詳細は、総務省ホームページに掲載予定。

以上